

都道府県知事
都道府県後期高齢者医療広域連合長

} 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

令和 7 年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付（変更交付分）申請について
(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)

令和 7 年度における高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 95 条の規定に基づく後期高齢者医療財政調整交付金の交付申請（特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ）については、下記により行うこととしたので、その申請手続等に遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、別添の交付申請書を作成し、都道府県知事に提出すること。
2. 都道府県知事は、広域連合から提出された交付申請書の内容について十分な審査を行い、進達書を添えて、令和 7 年 11 月 5 日（水）までに厚生労働大臣に提出すること。